

## 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	給与収入金額－550,000円で求めた金額
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(収入金額÷4) 円 A×2.4+10万円で求めた金額
1,800,000円 ～ 3,599,999円	千円未満切り捨て A×2.8－8万円で求めた金額
3,600,000円 ～ 6,599,999円	算出金額：A A×3.2－44万円で求めた金額
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額×0.9－1,100,000円で求めた金額
※8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円で求めた金額

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する

◆所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

### 令和4年分 公的年金等に係る雑所得の所得控除額

	年区分	(A) 公的年金等の収入金額の合計額	(B) 割合	(C) 控除額
六十五歳未満	昭和三十三年一月二日以前に生まれた人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が <b>600,000円</b> までの場合 は、所得金額は0円となります。 〕		
		600,001円～ 1,299,999円まで	100%	600,000円
		1,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	275,000円
		4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	685,000円
		7,700,000円～ 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
		10,000,000円以上		1,955,000円
六十五歳以上	昭和三十三年一月一日以前に生まれた人	〔 公的年金等の収入金額の合計額が <b>1,100,000円</b> までの場合 は、所得金額は0円となります。 〕		
		1,100,001円～ 3,299,999円まで	100%	1,100,000円
		3,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	275,000円
		4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	685,000円
		7,700,000円～ 9,999,999円まで	95%	1,455,000円
		10,000,000円以上		1,955,000円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を引き下げ

※給与所得及び公的年金雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に

所得調整控除として給与所得の金額から差し引く

◆所得金額調整控除＝(給与所得+公的年金等雑所得)－10万円

なお、給与所得及び公的年金雑所得が10万円を超える場合は10万円

**住民税・所得税の所得控除一覧表** (令和5年度)

区 分		住 民 税	所 得 税	
基礎控除		430,000円	480,000円	
配偶者控除	一般の控除	330,000円 <small>※納税者本人の合計所得金額 850万円以下の場合</small>	380,000円 <small>※納税者本人の合計所得金額 850万円以下の場合</small>	
	老人の控除	380,000円 (70歳以上)	480,000円 (70歳以上)	
	同居特別障害	一般	860,000円	1,130,000円
		老人	910,000円	1,230,000円
配偶者特別控除	控除対象外	330,000円 (別紙参照)	380,000円 (別紙参照)	
	要件	※ 総所得額が850万円以下		
扶養控除	年少扶養親族	0円 (15歳以下)	0円 (15歳以下)	
	一般の扶養親族	330,000円	380,000円	
	特定扶養親族	450,000円 (19歳～22歳)	630,000円 (19歳～22歳)	
	老人扶養親族	同居老親等	450,000円 (70歳以上)	580,000円 (70歳以上)
		同居老親等以外	380,000円 (70歳以上) (叔父、伯母、兄弟等)	480,000円 (70歳以上) (叔父、伯母、兄弟等)
	同居特別障害扶養親族	年少	530,000円 (15歳以下)	750,000円 (15歳以下)
		一般	860,000円	1,130,000円
		特定	980,000円 (19歳～22歳)	1,380,000円 (19歳～22歳)
		同居老親等	980,000円 (70歳以上 昭和28年1月1日以前に生まれた人)	1,330,000円 (70歳以上 昭和28年1月1日以前に生まれた人)
		同居老親等以外	910,000円 (70歳以上 昭和28年1月1日以前に生まれた人)	1,230,000円 (70歳以上 昭和28年1月1日以前に生まれた人)
障害者控除	一般の障害者	260,000円	270,000円	
	本人特障、別居特障	300,000円	400,000円	
	同居特別障害者	※530,000円 (同居特障者欄に加算済み)	※750,000円 (同居特障者欄に加算済み)	
ひとり親控除 (女性)・ 寡婦控除	死別	300,000円 (合計所得500万円以下 扶養親族「子」有)	350,000円 (合計所得500万円以下 扶養親族「子」有)	
		260,000円 (500万円以下 扶養親族「子以外」有・扶養親族無し)	270,000円 (500万円以下 扶養親族「子以外」有・扶養親族無し)	
	離別	300,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)	350,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)	
		260,000円 (500万円以下 扶養親族「子以外」有)	270,000円 (500万円以下 扶養親族「子以外」有)	
	未婚	300,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)	350,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)	
	ひとり親控除 (男性)	死別・離別 ・未婚	300,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)	350,000円 (500万円以下 扶養親族「子」有)
勤労学生控除	260,000円	270,000円		
社会保険料控除	支払額全額が控除対象			

- ◎ 特定扶養 平成12年1月2日～平成16年1月1日までの間に生まれた人 (19歳～22歳)
- ◎ 老人扶養 昭和28年1月1日以前に生まれた人 (70歳以上)
- ◎ 一般扶養 平成19年1月1日以前に生まれた人 (16歳以上の人。但し、特定扶養者・老人扶養者を除く)
- ◎ 16歳未満扶養親族 平成19年1月2日以降に生まれた人

●ひとり親控除の創設

- ・ 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子 (総所得金額等が48万円以下) を有する単身者 (合計所得金額500万円以下に限る) について、「ひとり親控除：控除額30万円」を適用
- ・ 上記以外の寡婦についても、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限 (合計所得金額500万円以下) を設定
- ・ 住民票の続柄に「夫 (未届)」、「妻 (未届)」と記載がある場合は、対象外

■扶養の子がいなくても、死別後に未婚 (所得500万円以下) の年配女性は、寡婦控除が取れるので注意!

## 生命保険料等の控除

区 分	住 民 税	所 得 税	
生命 保 険 料 控 除	1 支払った保険料が 旧契約の一般の生 命保険だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円（限度額）	100,001円以上…………… 50,000円（限度額）
	2 支払った保険料が 旧契約の個人年金 保険料だけの場合	15,000円以下……………支払額の全額	25,000円以下……………支払額の全額
		15,001～40,000円以下……………支払金額×1/2+ 7,500円	25,001～ 50,000円まで……………支払金額×1/2+12,500円
		40,001～70,000円以下……………支払金額×1/4+17,500円	50,001～100,000円まで……………支払金額×1/4+25,000円
		70,000円を超えるもの……………35,000円（限度額）	100,001円以上…………… 50,000円（限度額）
	3 支払った保険料が 新契約の一般の生 命保険だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額×1/2+ 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額×1/4+14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	4 支払った保険料が 新契約の個人年金 保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額×1/2+ 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額×1/4+14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	5 支払った保険料が 新契約の介護医療 保険料だけの場合	12,000円以下……………支払額の全額	20,000円以下……………支払額の全額
		12,000円超32,000円以下……………支払金額×1/2+ 6,000円	20,000円超 40,000円以下……………支払金額×1/2+10,000円
		32,000円超56,000円以下……………支払金額×1/4+14,000円	40,000円超 80,000円以下……………支払金額×1/4+20,000円
		56,000円超……………28,000円（限度額）	80,000円超…………… 40,000円（限度額）
	6 支払った保険料が 3種類である場合	「一般」・「介護医療」・「個人年金」 あわせて <b>7万円が限度</b>	「一般」・「介護医療」・「個人年金」 あわせて <b>12万円が限度</b>

### ◎地震保険料控除 所 得 税

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の金額 50,000円以上の場合……………一律に50,000円
経過措置H18.12.31までに締結したもの	10,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額
② 長期損害保険契約に係るもの (保険・共済期間10年以上)	支払損害保険料 10,001円～20,000円まで…支払った損害保険料の金額×1/2+5,000円 20,001円以上の場合……………一律に15,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	$\left[ \begin{array}{l} \text{地震保険契約に関する} \\ \text{支払った損害保険料で①に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{長期損害保険契約について} \\ \text{支払った損害保険料で②に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">= 地震保険料控除額（最高限度額50,000円）</p>

### ◎地震保険料控除 住 民 税

① 地震保険料契約に関する保険料	保険料の1/2の金額 25,000円以上の場合……………一律に25,000円
経過措置H18.12.31までに締結したもの	5,000円以下の場合……………支払った損害保険料の金額の全額
② 長期損害保険契約に係るもの (保険・共済期間10年以上)	支払損害保険料 5,001円～15,000円まで…支払った損害保険料の金額×1/2+2,500円 15,001円以上の場合……………一律に10,000円
③ 地震保険料控除と 長期損害保険契約がある場合※	$\left[ \begin{array}{l} \text{地震保険契約に関する} \\ \text{支払った損害保険料で①に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{長期損害保険契約について} \\ \text{支払った損害保険料で②に} \\ \text{準じて計算した金額} \end{array} \right]$ <p style="text-align: center;">= 地震保険料控除額（最高限度額25,000円）</p>

※「地震保険」と「旧長期損害保険」が一つの契約に同時に存在する場合（JA共済など）は、③のように両者の保険料を足すのではなく、控除額より大きい方をとることになり、両者の金額により所得税と住民税のいずれが有利な控除額を選択する必要性が生じる場合がある。

# 令和4年分 配偶者特別控除額の早見表

※納税者本人の合計所得金額850万円以下の場合

住 民 税		控除対象配偶者に当たらない場合	所 得 税	
配偶者の合計所得金額	控除額		配偶者の合計所得金額	控除額
480,001円 ~ 1,000,000円まで	33万円		480,001円 ~ 950,000円まで	38万円
1,000,001円 ~ 1,050,000円まで	31万円		950,001円 ~ 1,000,000円まで	36万円
1,050,001円 ~ 1,100,000円まで	26万円		1,000,001円 ~ 1,050,000円まで	31万円
1,100,001円 ~ 1,150,000円まで	21万円		1,050,001円 ~ 1,100,000円まで	26万円
1,150,001円 ~ 1,200,000円まで	16万円		1,100,001円 ~ 1,150,000円まで	21万円
1,200,001円 ~ 1,250,000円まで	11万円		1,150,001円 ~ 1,200,000円まで	16万円
1,250,001円 ~ 1,300,000円まで	6万円		1,200,001円 ~ 1,250,000円まで	11万円
1,300,001円 ~ 1,330,000円まで	3万円		1,250,001円 ~ 1,300,000円まで	6万円
1,330,001円以上	0円		1,300,001円 ~ 1,330,000円まで	3万円
			1,330,001円以上	0円

## ※控配・扶養親族の判定 課税の判定

給与所得のみ……………所得額 <b>480,000</b> 円以下（収入金額1,030,000円以下）
給与所得以外……………所得額 <b>480,000</b> 円以下

- 分離譲渡所得がある場合は、特別控除前で所得を判断するので、**48万円**を超える所得があれば扶養にできない
- 退職所得がある場合は、扶養判定所得に含まれる

★ ↓ 注意 ↓ ★

住民税 ⇒ **分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得で判断するので、所得割、均等割が課税される場合がある**

国民健康保険税 ⇒ **分離譲渡所得がある場合は、特別控除前の所得で判断するので、軽減判定に注意が必要**

## ■ ■ ■ ■ ■ 住民税の非課税限度額について ■ ■ ■ ■ ■

- 住民税 = **均等割 (5,500円) + 所得割 (《所得金額 - 所得控除額》 × 10% - 税額控除額)**
- 均等割と所得割が非課税となる人
  - ・生活保護によって「生活扶助」を受けている人（賦課期日現在）
  - ・障害者、未成年者、寡婦（夫）で前年所得が**135万円**以下の人（給与収入の場合は、2,043,999円以下）
  - ※未成年 **平成17年**1月3日以降に生まれた人 未婚者
- 均等割が非課税となる人
  - ・扶養親族がない場合…所得金額が**38万円**以下の人
  - ・扶養親族がある場合…所得金額が《**28万円** × (扶養親族数+1人) + 16万8千円 + 10万円》以下の人
- 所得割が非課税となる人
  - ・扶養親族がない場合…所得金額が**45万円**以下の人
  - ・扶養親族がある場合…所得金額が《**35万円** × (扶養親族数+1人) + 32万円 + 10万円》以下の人
- 非課税基準早見表

扶養親族数	均等割 非課税所得金額	所得割 非課税所得金額
0人	380,000円以下	450,000円以下
1人	828,000円以下	1,120,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,470,000円以下
3人	1,388,000円以下	1,820,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,170,000円以下
5人	1,948,000円以下	2,520,000円以下

※ 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象にはなりませんが非課税基準に関わるので注意して下さい。